

上田市体験型観光コンテンツ造成推進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、観光需要拡大型ワーケーションを推進するため、魅力ある体験型観光コンテンツの造成に関する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等交付規則(平成18年規則第46号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 体験型観光コンテンツ 自然、農林資源、地域との交流等上田市の特性を活用した、市内外からの誘客が見込まれる体験プログラムをいう。
- (2) 造成 前号に規定する観光コンテンツを企画し、実施可能な状態にすることをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に本店、本所を有する法人及び個人事業主
- (2) 市内観光協会
- (3) 市内に活動拠点を持つ観光振興に取り組む団体(規約等により代表者の定めがあり、財産の管理を適正かつ継続的に行うことができるものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 上田市暴力団排除条例(平成24年条例第6号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらと取引を行っている者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている者
- (4) その他市長が補助金の交付対象者として不適当と認める者

(交付対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、令和6年4月1日から令和7年3月15日までの間において、上田市の特性を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響等により変化する旅行形態又は観光ニーズに対応した事業で、補助事業完了後も継続的に上田市への誘客促進等に資する見込みのある次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 体験型観光コンテンツの新規造成事業
- (2) 既存の体験型観光コンテンツの基盤整備・磨き上げ事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 物品の購入を主たる目的とする事業
- (2) 事業終了後の継続実施が見込まれない事業
- (3) 本補助金以外に国、県又は市からの補助や委託等を受ける事業
- (4) 分担金又は負担金としての市町村支出事業
- (5) 政治又は宗教的活動に関する事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) その他、事業の目的、公益性、公平性などの観点から補助金の活用がふさわしくない事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に直接的に必要と明確に区分できるものとし、かつ、前条に定める期間内に、契約、取得、実施及び支払が完了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としない。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 汎用性があり、目的外使用になり得る物品（テレビ、パソコン、タブレット、プリンターなど）の購入費
- (3) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の額及び限度額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の5分の4以内（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、20万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上田市体験型観光コンテンツ造成推進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 設計金額の根拠が確認できる見積書等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、上田市体験型観光コンテンツ造成推進補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(変更申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、第7条の規定による申請の内容を変更（交付対象経費の10パーセント以内の軽微な変更を除く。）、又は中止しようとするときは、上田市体験型観光コンテンツ造成推進補助金変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、上田市体験型観光コンテンツ造成推進補助金変更承認兼変更交付決定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第10条 交付決定者が補助金の概算払いを受けようとするときは、上田市体験型観光コンテンツ造成推進補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 概算払いの請求は、原則として、補助金交付決定額の90%以内の額とする。

(実績報告)

第 11 条 交付決定者は、事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の 3 月 18 日のいずれか早い日までに、上田市体験型観光コンテンツ造成推進補助金実績報告書（様式第 8 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 9 号）
- (2) 収支決算書（様式第 10 号）
- (3) 補助対象経費の支出が確認できる領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、書類の審査を行い、適当と認めるときは、当該年度における交付すべき補助金の額を確定し、上田市体験型観光コンテンツ造成推進補助金確定通知書（様式第 11 号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 交付決定者が、補助金の請求をしようとするときは、上田市体験型観光コンテンツ造成推進補助金請求書（様式第 12 号）を市長に提出するものとする。

(補則)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。